

## 付 議 第 1 号

### へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第 号**

**へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則**

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の高岡郡の中土佐町の項を次のように改める。

|      |               |           |
|------|---------------|-----------|
| 中土佐町 | 矢井賀小学校        | 平成18年1月1日 |
|      | 大野見小学校        | 平成22年4月1日 |
|      | 大野見中学校        | 〃         |
|      | 中土佐町立学校給食センター | 〃         |

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の主な内容

この規則は、現在へき地等学校等として指定している学校の廃校に伴い、必要な改正を行おうとするものである。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表  
新 旧

へき地等学校等を指定する規則

(平成 16 年 3 月 20 日教育委員会規則第 2 号)

別表第 1(第 2 条関係)

へき地学校等

| 1 級地 | 2 所在市町村 |               | 3 小学校、中学校及び共同調理場 | 4 指定日           |
|------|---------|---------------|------------------|-----------------|
| 1 級  | 略       |               | 略                | 略               |
|      | 高岡郡     | 中 土 佐<br>町    | 矢井賀小学校           | 平成 18 年 1 月 1 日 |
|      |         |               | 大野見小学校           | 平成 22 年 4 月 1 日 |
|      |         |               | 大野見中学校           | 〃               |
|      |         | 中土佐町立学校給食センター | 〃                |                 |
|      | 略       | 略             | 略                |                 |
|      | 略       | 略             | 略                |                 |

へき地等学校等を指定する規則

(平成 16 年 3 月 20 日教育委員会規則第 2 号)

別表第 1(第 2 条関係)

へき地学校等

| 1 級地 | 2 所在市町村 |               | 3 小学校、中学校及び共同調理場 | 4 指定日           |
|------|---------|---------------|------------------|-----------------|
| 1 級  | 略       |               | 略                | 略               |
|      | 高岡郡     | 中 土 佐<br>町    | 矢井賀小学校           | 平成 18 年 1 月 1 日 |
|      |         |               | 大野見北小学校          | 〃               |
|      |         |               | 大野見小学校           | 平成 22 年 4 月 1 日 |
|      |         |               | 大野見中学校           | 〃               |
|      |         | 中土佐町立学校給食センター | 〃                |                 |
|      | 略       | 略             | 略                |                 |
|      | 略       | 略             | 略                |                 |

平 24 中土佐教発第 12 号  
平成 24 年 4 月 10 日

高知県教育委員会 様

高知県高岡郡中土佐町教育委員



### 公立学校廃止届

中土佐町立大野見北小学校を下記のとおり廃止したいので学校教育法施行令第 25 条第 1 号に基づき関係書類を添えて届出します。

#### 記

- |              |   |
|--------------|---|
| 1. 学校 の 名 称  | 高知県高岡郡中土佐町立大野見北小学校  |
| 2. 廃 止 の 時 期 | 平成 24 年 3 月 28 日  |
| 3. 廃 止 の 事 由 | 本小学校については、平成 21 年 3 月 21 日に休校宣言を行い、現在に至るまで休校状態が続き、この間再開されるような児童数にも至らず、今後においても新規児童の入学は見込まれない状況にあるため、管理運営上本校を廃校とし地域福祉の施設として提供することが北地区の活性化につながり、またこの施設の有効活用最善の措置と考え廃止する。 |
| 4. 学 校 の 位 置 | 高知県高岡郡中土佐町大野見大股 1 2 2 番地  |
| 5. 添 付 書 類   | (1) 廃止に関する条例の写し(議決原本証明)<br>(2) 位置図  |

## へき地手当等について

### 1 概要

#### (1)へき地手当

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校及び中学校等に勤務する職員に対して支給される手当（公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第15条）

#### (2)へき地手当に準ずる手当

へき地等学校等（へき地（1～5級）、準ずる地、特別の地域にある、小学校、中学校、協同調理場）の存する地域の中学校区の範囲内に住居移転した場合に支給される手当（給与条例第15条の2）

### 2 へき地手当の額

#### (1)へき地手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×支給割合

|        |       |     |
|--------|-------|-----|
| 【支給割合】 | 準ずる学校 | 1%  |
|        | 1級地   | 3%  |
|        | 2級地   | 5%  |
|        | 3級地   | 7%  |
|        | 4級地   | 14% |
|        | 5級地   | 18% |

#### (2)へき地手当に準ずる手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×4%（異動から5年間）

（給料の月額＋扶養手当の月額）×2%（6年目）

### 3 へき地の級地

(1)基準点数と(2)付加点数（調整点数）との合計点数に応じて決定される。

(1) 基準点数 → へき地条件の程度を測定。

【例】最寄りの駅、病院、郵便局等までの距離を点数化。遠距離ほど高得点。

(2) 付加点数 → 基準点数の算定方法では、捕捉し難い特別のへき地条件を測定。

【例】自然条件、遠距離通学の児童・生徒の通学距離、勤務する教職員数等を点数化。